

岡山県和牛改良委員会規約

制 定 平成 5年 7月29日畜第703号
一部改正 平成11年 6月 1日畜第289号
一部改正 平成22年 4月 1日畜第 51号
最終改正 令和 3年 2月17日畜第810号

(目 的)

第1条 岡山県和牛の改良と優良牛の増殖を図るため、その方法及びその施策の基本的事項について審議し、もって和牛改良の円滑な推進を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この委員会は、岡山県和牛改良対策要綱（平成5年7月29日付け、畜第703号）第7に基づき設置し、岡山県和牛改良委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(審議事項)

第3条 委員会は、知事の諮問により岡山県和牛の改良に関わる基本的事項について審議する。

(組 織)

第4条 委員会は、知事の指名に基づき次の機関の技術者をもって構成する。

農業協同組合
全国農業協同組合連合会岡山県本部
公益社団法人全国和牛登録協会岡山県支部
生産者
岡山県家畜人工授精師協会
一般社団法人岡山県畜産協会
学識経験者
岡山県農林水産総合センター畜産研究所
岡山県農林水産部畜産課

2. 委員会に会長、副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
3. 会長は、会務を総括するとともに必要に応じてこの会を招集することができる。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
5. 会長は、必要があると認めるときは委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の開催)

第6条 委員会は、年度当初並びにその他必要に応じて開催する。

2. 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、岡山県農林水産部畜産課内に置き、会長が別に定める者をもって構成する。

(その他)

第8条 委員会の運営について、この規約に定めていない事項は、必要に応じて会長が委員会に諮ってこれを定める。

(付 則)

この規約は、令和3年2月17日より施行する。